

## 申告書確認表【留意事項】

この申告書確認表【留意事項】は、申告書確認表を御活用いただく際に留意すべき事項について取りまとめたものです。

項目	確認内容		留意事項
	No.		
<b>共通事項</b>	1	電子申告義務がある連結親法人（当連結事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、相互会社）の場合、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。	平成30年度税制改正により、左記の電子申告義務がある連結親法人は、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しなければならないこととされました（一定の場合を除きます。）。この「添付すべきものとされている書類」は、例えば、貸借対照表、損益計算書のように申告書に添付しなければならないこととされている書類のほか、申告書に書類の添付がある場合に限り制度の適用があることとされているときにおけるその書類も含まれます。
	2	連結確定申告書には、連結親法人及び連結子法人の次に掲げる書類を添付していますか。 ① 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。） ② 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表） ③ 勘定科目内訳明細書 ④ 連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類 ⑤ 連結親法人の会社事業概況書（連結親法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。） ⑥ 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合） ⑦ 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合） ⑧ 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち税額又は所得金額を減少させるもの等の適用を受ける場合）（租特透明化法第3条）	
	3	当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。	当連結事業年度に対応した別表を使用していない場合には、税制改正に伴う改正事項が反映されないなど、連結所得金額や税額の計算に誤りが生じることがあります。
	4	各別表に記載している前連結事業年度からの繰越額（期首現在連結利益積立金額を含みます。）は、前連結事業年度の申告書の金額と一致していますか。	前連結事業年度からの繰越額が前連結事業年度の申告書の金額と一致していない場合には、その繰越額に基づいて算出した連結所得金額や税額の計算に誤りが生じることがあります。 なお、別表五の二(一)の期首現在連結利益積立金額が前連結事業年度の申告書の金額と一致していない場合には、前連結事業年度に税務上加算した項目の減算漏れ、連結特定同族会社の課税連結留保金額等の計算に誤りが生じることがあります。
<b>法人税額及び 地方法人税額の計算 別表一の二・ 一の二次葉</b>	5	別表一の二の15欄及び43欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。	左記の金額を正しく記載していない場合には、税額の計算に誤りが生じることがあります。
	6	地方法人税額の計算につき、別表一の二次葉の56欄～59欄により計算していますか。 また、別表一の二の40欄の金額は、別表六の二(二)の20欄の金額と一致していますか。	左記の金額が一致していない場合には、地方法人税額の計算に誤りが生じることがあります。
	7	当連結事業年度終了の時点における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超である連結親法人、一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている連結親法人又は適用除外事業者（当連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度の連結所得金額の年平均額が15億円を超える連結親法人）であるにもかかわらず、軽減税率を適用していませんか。	左記の連結親法人であるにもかかわらず、軽減税率を適用している場合には、税額が過少となります。

## 申告書確認表【留意事項】

項目	確認内容		留意事項
	No.		
同族会社等の判定 別表二	8	21欄又は22欄に記載すべきものを19欄又は20欄に記載していませんか。 また、同一の株主グループに含めて判定すべき法人株主を別の株主グループとしていませんか。	記載誤りの結果、同族会社等の判定に誤りがあった場合には、連結特定同族会社の課税連結留保金額が生じることがあります。
	9	17欄が50%超で、当連結事業年度終了の時における連結親法人の資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の場合又は連結親法人が一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている場合、別表三の二を作成していませんか。	別表三の二を作成していない場合には、連結特定同族会社の課税連結留保金額の計算に誤りが生じることがあります。
	10	連結親法人の貸借対照表に自己株式を計上している場合、その自己株式数を1欄の内書に記載し、その記載した数を3欄及び12欄において分母から除いて割合を算出していますか。	自己株式数を分母から除いて割合を算出していない結果、同族会社等の判定に誤りがあった場合には、連結特定同族会社の課税連結留保金額が生じることがあります。
連結所得金額の計算 別表四の二・ 五の二(一)	11	別表四の二の1欄又は55欄の金額は、それぞれ各連結法人の別表四の二付表の1欄又は55欄の金額の合計額と一致していますか。	左記の金額が一致していない場合には、連結所得金額の計算に誤りが生じることがあります。
	12	別表四の二と別表五の二(一)の検算額は、別表五の二(一)の20④欄の金額と一致していますか。 【検算式】 〈納付の場合〉 別表四の二の55②欄 + 別表五の二(一)の20①欄 + 別表五の二(一)の16～19の③欄の合計額 - 別表五の二(一)の16③確定欄 - 別表一の二の16欄 - 別表一の二の44欄 = 別表五の二(一)の20④欄 〈還付の場合〉 別表四の二の55②欄 + 別表五の二(一)の20①欄 + 別表五の二(一)の16～19の③欄の合計額 - 別表五の二(一)の16③確定欄 + 別表一の二の28欄 + 別表一の二の45欄 = 別表五の二(一)の20④欄	各連結法人において、中間納付額の還付金がある場合、適格合併等により移転を受けた資産等がある場合等には、一致しないことがあります。
	13	別表五の二(一)の1欄～13欄の金額は、各連結法人の別表五の二(一)付表一の19欄の金額をそれぞれ記載していますか。	各連結法人の別表五の二(一)付表一の19欄の金額をそれぞれ記載していない場合には、前連結事業年度に税務上加算した項目の減算漏れ、連結特定同族会社の課税連結留保金額等の計算に誤りが生じることがあります。
租税公課 別表五の二(二)	14	各欄の金額は、各連結法人の別表五の二(二)付表の各該当欄の金額の合計額と一致していますか。	No.14～No.18によっていない場合には、租税公課に係る申告調整が正しく行われていない可能性があり、その結果、連結所得金額の計算に誤りが生じることがあります。
	15	5、10、15、20及び29～34の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の二の14欄、17欄及び19欄で加算していますか。	
	16	5、10、15及び20の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、各連結法人において雑収入等に計上しているものを別表四の二の24欄又は25欄で減算していますか。	
	17	24の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を別表四の二の23欄等で減算していますか。 また、24の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を別表四の二で加算していますか。	
	18	「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税若しくは外国法人税等の額を別表四の二で減算していますか。	

## 申告書確認表【留意事項】

項目	確認内容		留意事項
	No.		
所得税額控除 別表六の二(一)	19	復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、所得税額とみなされる復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していますか。	復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していない場合には、所得税の控除税額が過少となることがあります。
	20	12欄及び19欄で所有期間によるあん分計算を要しないものについて、あん分計算を行っていませんか。 (例) ・公社債及び預貯金の利子 ・合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除きます。）の収益の分配 ・特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当 ・資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配	あん分計算を要しないものについて、あん分計算を行った場合には、所得税の控除税額が過少となることがあります。
	21	集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額を記載していませんか（分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六の二（二の二）を作成していますか。）。	平成30年度税制改正により、分配時調整外国税相当額の控除制度が創設されたことに伴い、分配時調整外国税相当額は所得税額と区分して法人税額等から控除することとされています。
外国税額控除 別表六の二(二)	22	8欄の金額は、各連結法人の別表六(二)付表一の25欄の金額の合計額と一致していますか。 また、9欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の43①欄の金額の合計額と一致していますか。	No.22～No.25によっていない場合には、外国税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。
	23	11欄の金額は、各連結法人の別表六(二)付表一の26欄の金額及び別表六の二(二)付表の43②欄の金額の合計額（マイナスの場合は0）と一致していますか。	
	24	12欄、14欄又は15欄の金額は、それぞれ各連結法人の別表六の二(二)付表の8欄、9欄又は2欄の金額と一致していますか。	
	25	16欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の17欄の金額の合計額と一致していますか。 また、20欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の49欄の金額の合計額と一致していますか。	

## 申告書確認表【留意事項】

項目	確認内容		留意事項
	No.		
法人税の額から控除される特別控除額 別表六の二(三)	26	複数の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、適用を受ける制度に係る別表に記載した当期税額控除可能額を転記していますか。	適用を受ける制度の税額控除可能額の合計額が、調整前連結税額の90%相当額を超える場合には、その超える部分の金額は、調整前連結税額から控除せずに、各制度の繰越税額控除限度超過額となります。
特定税額控除規定の適用可否の判定 別表六の二(四)	27	連結法人（連結親法人が中小連結親法人に該当するものを除きます。）が、次に掲げる法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、3欄、7欄又は10欄のいずれかが「該当」となっていますか。 ① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度 ② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度 ③ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度 ④ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度	平成30年度税制改正等により、次の要件のいずれにも該当しない場合には、左記の①から④までの制度の適用を受けることができないこととされています。 イ 各連結法人の継続雇用者給与等支給額の合計額が継続雇用者比較給与等支給額の合計額を超えること（又はこれらの支給額の合計額が0であること）。 ロ 各連結法人の国内設備投資額の合計額が当期償却費総額の合計額の30%相当額を超えること。 ハ 特定対象年度の基準連結所得等金額がその前連結事業年度等の基準連結所得等金額の合計額以下であること。
その他の法人税額の特別控除 別表六の二(六)ほか	28	中小連結親法人又は特定中小連結親法人に該当しない連結親法人であるにもかかわらず、これらに該当しないと適用できない法人税額の特別控除制度を適用していませんか。 (例) ・ 中小連結法人に係る試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度 ・ 特定中小連結法人に係る中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度 ・ 中小連結法人に係る給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除制度	連結親法人の資本金の額又は出資金の額が1億円以下であっても、大規模法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等）の子会社である等一定の要件に該当する場合には、中小連結親法人又は特定中小連結親法人に該当しないことがあります。
繰越連結欠損金 別表七の二付表一	29	2欄の金額は、連結欠損金控除前の連結所得金額の50/100相当額となっていますか。ただし、次に掲げる連結事業年度を除きます。 ① 連結親法人が、当連結事業年度終了の時点における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で一又は完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されていない場合の連結事業年度（法第81条の9第8項第1号該当） ② 連結親法人の更生手続開始の決定の日からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する連結事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する連結事業年度を除きます。）（同項第2号該当） ③ 連結親法人の設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する連結事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する連結事業年度を除きます。）（同項第3号該当）	平成28年度税制改正により、控除限度割合が50/100とされています。

## 申告書確認表【留意事項】

項目	確認内容		留意事項
	No.		
受取配当等の益金不算入 別表八の二		(受取配当等の額)	
	30	19欄、22欄、25欄、33欄又は34欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含めていませんか。 (例) ・ 公社債の利子の額 ・ MMF (追加型公社債投資信託) 等の公社債投資信託の収益の分配の額 ・ 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額 (外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託 (ETF) の収益の分配の額を除きます。) ・ 不動産投資信託の収益の分配の額 ・ オープン投資信託の特別分配金の額 ・ 外国法人、特定目的会社、投資法人から受ける配当等の額 ・ 匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配の額	左記の (例) 以外に、生命保険の契約者配当金、協同組合等の事業分量配当金等についても益金不算入の対象となりません。
	31	19欄の金額に、完全子法人株式等 (その配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等) に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	完全子法人株式等に係る配当等の額の計算期間が最長で1年であるのに対し、関連法人株式等に係る配当等の額の計算期間は最長で6月となります。
	32	20欄の金額に、関連法人株式等 (その保有割合が3分の1超の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から末日まで引き続き有している場合の当該株式等) に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	
	33	23欄の金額に、その他株式等 (完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等) に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	平成27年度税制改正により、株式等の区分及び益金不算入割合が次のとおりとされています。 ① 完全子法人株式等 (株式等保有割合100%) … 益金不算入割合100/100 ② 関連法人株式等 (株式等保有割合1/3超) … 益金不算入割合100/100 ③ その他株式等 (株式等保有割合5%超1/3以下) … 益金不算入割合50/100 ④ 非支配目的株式等 (株式等保有割合5%以下) … 益金不算入割合20/100 なお、②の関連法人株式等については、その配当等の額から当該株式等に係る負債利子等の額を控除した金額が益金不算入となります。
	34	29欄又は30欄の金額に、非支配目的株式等 (その保有割合が5%以下の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等) に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。 なお、外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託 (ETF) の収益の分配の額は、非支配目的株式等として益金不算入の対象となります。	
35	29欄には保険業を行う連結法人が受ける配当等の額を、30欄にはその他の事業を行う連結法人が受ける配当等の額を記載していますか。	保険業を行う連結法人が受ける非支配目的株式等に係る配当等の額については、益金不算入割合が40/100となります。	

## 申告書確認表【留意事項】

項目	確認内容		留意事項
	No.		
<b>受取配当等の益金不算入 別表八の二</b>	(負債利子等の額)		
	36	3 欄の金額は、各連結法人の損益計算書の支払利息（社債利息及び手形の割引料等を含みます。）の額の合計額（別表四の二付表において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合、その調整後の金額）と一致していますか。	社債利息及び手形の割引料以外に、従業員預り金、営業保証金、敷金その他これらに準ずる預り金の利子等についても支払利息に含まれます。
	37	4 欄の金額に、各連結法人が他の連結法人に対して支払う社債利息及び手形の割引料等の額の合計額を含めていますか。	各連結法人が他の連結法人に対して支払う社債利息及び手形の割引料等の額の合計額を含めていない場合には、受取配当等の益金不算入額が過少となることがあります。
	38	最初連結事業年度の場合、前期末現在額（15欄～18欄）を0としていますか。	前期末現在額（15欄～18欄）を0としていない場合には、受取配当等の益金不算入額の計算に誤りが生じることがあります。
	39	17 欄の金額は、各連結法人の貸借対照表の金額に法令第155条の8 及び連基通3-2-7～3-2-9の調整をした後の金額の合計額となっていますか。	貸借対照表の純資産の部の控除項目として表示されている自己株式については、総資産の帳簿価額に加算する必要はありません。
40	18 欄の金額は、各連結法人の別表五の二(一)付表一に記載された評価損益を調整した後の期末関連法人株式等（他の内国法人の発行済株式等の3分の1を超える数等を当期又は前期の期末日以前6月の期間を通じて有している場合における当該他の内国法人の株式等）の税務上の帳簿価額となっていますか。	評価損益以外に、各連結法人の別表五の二(一)付表一に記載された株式の取得価額に算入すべきデューデリジェンス費用等の金額についても調整を行う必要があります。	
<b>資産の譲渡に係る特別控除 別表十の二(二)</b>	41	資産の譲渡に係る連結所得の特別控除制度の適用を受ける場合、連結グループ内における同一暦年での連結所得の特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか（48～51欄）。	連結グループ内における同一暦年での連結所得の特別控除額の限度額は5,000万円となりますが、同一連結事業年度内の異なる暦年において資産の譲渡があった場合には、それぞれの暦年ごとに5,000万円を限度とすることができるため、その連結事業年度における連結所得の特別控除額が5,000万円を超えることもあります。
<b>寄附金の損金算入額 別表十四の二</b>	42	10 欄の金額は、連結親法人の別表五の二(一)付表一の30④欄の金額（マイナスの場合は0）を記載していますか。	寄附金の損金算入限度額の計算の基礎とされる連結親法人の期末の連結個別資本金等の額は、税務上の金額によることとなります。

## 申告書確認表【留意事項】

項目	確認内容		留意事項
	No.		
交際費等の損金算入額 別表十五の二	43	<p>当連結事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が100億円を超える連結親法人であるにもかかわらず、21欄の計算をしていませんか。</p> <p>また、これらの額が1億円を超える連結親法人、又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている連結親法人であるにもかかわらず、3欄の計算をしていませんか。</p>	<p>令和2年度税制改正により、連結事業年度終了の日における連結親法人の資本金の額又は出資金の額が100億円を超える場合には、その連結親法人及び連結子法人が支出する接待飲食費の額の全額が損金の額に算入されないこととされました。これにより、交際費等の損金不算入額は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる金額となります。</p> <p>① 連結親法人の資本金の額又は出資金の額が100億円を超える場合…交際費等の額の全額</p> <p>② 連結親法人の資本金の額又は出資金の額が100億円以下の場合…交際費等の額のうち接待飲食費の額の50/100相当額を超える部分の金額</p> <p>ただし、連結親法人の資本金の額又は出資金の額が1億円以下の場合（一定の場合を除きます。）には、次のいずれかの金額が交際費等の損金不算入額となります。</p> <p>イ 接待飲食費の額の50/100相当額を超える部分の金額</p> <p>ロ 定額控除限度額を超える部分の金額</p>

- 1 表中の法令・通達は、以下の略語を用いています。
- |        |       |                        |
|--------|-------|------------------------|
| 法法     | …………… | 法人税法                   |
| 法令     | …………… | 法人税法施行令                |
| 連基通    | …………… | 連結納税基本通達               |
| 租特透明化法 | …………… | 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律 |

- 2 令和2年6月30日現在の法令・通達によっています。